

介護保険法改正

○ 2000年4月に実施された「介護保険制度」が5年を経たさる2006年6月22日に国会での審議を経て改正されました。改正は、施設入所者の負担等を除いて18年4月から実施されます。改正の概要と、17年10月から実施予定の施設入所者等の利用者負担の変更について説明します。

なお、あわせて市（区）町村は、新たなサービスの整備目標等を定めた新「介護保険事業計画（平成18年度から21年度）」を本年度中に策定することになっています。

1 改正の概要

(1) 見直しの基本的視点

- ① 明るく活力ある超高齢社会の構築
- ② 制度の持続可能性
- ③ 社会保障の総合化

(2) 見直しの全体像

① 予防重視型システムへの転換

- 新予防給付の創設
要介護状態の軽減等を視野に、軽度者を対象とする新しい予防給付を創設
- 地域支援事業の創設
要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象に、介護予防等の事業を介護保険制度において実施

② 施設給付の見直し

- 居住費用・食費の負担の見直し
ショートステイを含む介護保険施設の居住費用及び食費を介護保険対象外とする
- 低所得者に対する配慮
低所得者の施設利用が困難とならないよう、負担軽減のための補足的給付を創設

③ 新たなサービス体系の確立

- 地域密着型サービス（仮称）の創設
身近な地域で、地域の特性に応じたサービス提供が可能になるよう「地域密着型」サービスを創設。なお、このサービスの指定・監督は市（区）町村が行う
- 地域包括支援センター（仮称）の創設
総合的相談窓口、介護予防のマネジメント、権利擁護等の支援を担う新たな相談調整機関の創設。実施主体は市（区）町村
- 居住系サービスの充実
ケア付き居住施設や有料老人ホームの定義の見直し等

④ サービスの質の向上

- 情報開示の標準化
介護サービス事業者の情報開示の義務づけ
- 事業者規制の見直し
事業者指定に更新制（6年）を導入等
- ケアマネジメントの見直し
ケアマネージャーの資格の更新制（5年）の導入等

- ⑤ 負担のあり方・制度運営の見直し
 - 第1号被保険料の見直し
現行5段階を7段階に細分化他
 - 要介護認定の見直し
申請代行や、認定調査の見直し
 - 保険者機能の強化
地域密着型サービスの指定・監督権限
軽度者のサービスマネジメントの実施等
- ⑥ 介護サービス基盤のあり方を見直し
 - 地域介護・福祉空間整備等交付金の創設
地方公共団体の創意工夫を活かした介護・福祉サービス基盤を支援するための交付金制度の創設

2 利用者負担の変更（17年10月実施分）

介護保険は被保険者に支えられる制度です。介護保険料の額が問題となっていますが、総事業費を抑制し、介護保険料の引き上げを押さえ、制度の持続可能性を維持するために、施設入所者に対する「滞在費用」と「食費費用」についての改正が行われました。併せて低所得者が円滑に施設利用ができるよう、新たな給付「特別介護サービス費」の創設及び高額サービス費の改正が行われました。その主な概要はつぎの通りです。

(1) 施設入所者の利用者負担の変化 単位＝万円

	旧				新			
	計	内訳			計	内訳		
		1割負担	居住費	食費		1割負担	居住費	食費
第1段階 生保受給等	2.5 (4.5~5.5)	1.5	- (2~3.0)	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0
第2段階 年金80万以下	4.0 (7.0~8.0)	2.5	- (3.0~4.0)	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2
第3段階 年金80 超~266万以下	4.0 (7.0~8.0)	2.5	- (3.0~4.0)	1.5	5.5 (9.7)	2.5	1.0 (5.0)	2.0
第4段階 年金266万超	5.6 (9.7~10.7)	3.0 (3.1)	- (4.0~5.0)	1.5	8.7 (13.4)	2.9 (2.6)	1.0 (6.0)	4.8

※ () 内はユニットケアの場合の金額

(2) 特別介護サービス費の支給

所得等が一定基準以下の施設利用者に、申請に基づき〇〇円～〇〇円の範囲で特別介護サービス費を給付します。

(3) 高額サービス費の改正

現行基準をより細分化しました。

	現行	改正
第1段階	15,000円/月	15,000円/月
第2段階	24,600円/月	15,000円/月
第3段階	—	24,600円/月

- 問い合わせは、都道府県介護保険課
又は
各市（区）町村介護保険課
- 制度改正の詳しい内容は、厚生労働省ホームページで見ることができます。